

船舶事故調査報告書

平成30年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成29年12月14日 07時00分ごろ
発生場所	愛知県名古屋港第3区横須賀ふ頭86号岸壁 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から真方位088° 3.4海里付近 (概位 北緯35° 00.7′ 東経136° 52.3′)
事故の概要	石材運搬船第三福和丸は、着岸作業中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	平成30年4月11日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	石材運搬船 第三福和丸、498トン
船舶番号、船舶所有者等	134599、合資会社大坪組
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷船首部外板に凹損 岸壁 上部コンクリートに欠損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 6～7、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の中央期 日出時刻：06時55分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、石灰石約1,550tを積載し、風力6～7の風を左舷船尾方から受ける状況下、名古屋港第3区横須賀ふ頭86号岸壁（以下「本件岸壁」という。）に右舷着けする目的で、約1.5ノットの対地速力で本件岸壁に対して約45°の角度で進入した。</p> <p>本船は、本件岸壁までの距離が約150mになったところで、船長が、主機を半速力後進とし、徐々に減速しようとしたものの、前進行きあしを制御できず、全速力後進とするとともにバウスラストを左舷一杯としたが間に合わず、右舷船首部が本件岸壁に衝突した。</p> <p>船長は、本船が船尾方から風を受ける状況だったので、もう少し早く主機を後進として前進行きあしを制御すれば良かったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、本件岸壁に右舷着けで着岸作業中、風力6～7の風を左舷船尾方から受ける状況下、船長が主機を後進とする時機が遅れたことから、前進行きあしを制御することができず、右舷船首部が本件岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、本件岸壁に右舷着けで着岸作業中、風力6～7の風を左舷船尾方から受ける状況下、船長が主機を後進とする時機が

	<p>遅れたため、前進行きあしを制御することができず、右舷船首部が本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 強風下の着岸作業は、タグボートの使用を検討するとともに、風圧力の影響を考慮し、適切な時機に減速等を行って行きあしを制御するなど、岸壁への接近速度が速くならないよう慎重に操船すること。